

# 重要事項説明書

## 1. 重要事項・契約事項のご説明 担当

## 2. 事業所の概要

|       |                                       |    |     |    |
|-------|---------------------------------------|----|-----|----|
| 事業所名  | みなともWORKS                             |    |     |    |
| 所在地   | 愛知県弥富市鮎浦町西前新田43番地                     |    |     |    |
| 事業者番号 | 就労移行支援事業(2310900184)                  |    |     |    |
| 提供地域  | 弥富市、愛西市、津島市、蟹江町、飛島村、名古屋市              |    |     |    |
| 営業時間  | 月曜日～金曜日(祝日・夏季休業・年末年始除く)<br>9:00～17:00 |    |     |    |
| 提供時間  | 10:00～15:00                           |    |     |    |
| 職員体制  |                                       | 常勤 | 非常勤 | 合計 |
|       | 管理者                                   | 1人 | 0人  | 1人 |
|       | サービス管理責任者                             | 1人 | 0人  | 1人 |
|       | 職業指導員                                 | 1人 | 0人  | 1人 |
|       | 生活支援員                                 | 1人 | 2人  | 3人 |
| 就労支援員 | 1人                                    | 1人 | 2人  |    |

## 3. サービス内容

個別支援計画書に沿って、送迎、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、実習先企業等の紹介、施設外支援の実施、求職等の支援、その他必要な支援を行います。

## 4. ご利用料金

事業所の利用料金は、各人の負担能力に応じて市町村長が定めた本人負担金となります。訓練等給付費の10分の1の額となります。(1単位あたり10.35)

|                |       |       |
|----------------|-------|-------|
| 就労移行支援サービス費(1) | 1回につき | 479単位 |
| 福祉専門職員配置等加算    | 1回につき | 10単位  |
| 送迎加算(2)        | 片道につき | 10単位  |
| 通勤訓練加算         | 1回につき | 800単位 |
| 地域連携会議実施加算(1)  | 1回につき | 583単位 |

## 5. 交通費補助

以下の条件に該当する方は、利用日数1日あたり最大600円の交通費を補助します。補助金額は翌月末に銀行振込もしくは請求金額と調整する形でお支払いします。

- ・公共交通機関を使って、月間に11日以上サービスを利用した方
- ・月途中で開始・終了の場合は、日割計算します。(11日×該当月の契約期間の日数/該当月の日数)

## 6. お支払方法

毎月月末締めとし、翌月27日に口座引き落としとさせていただきます。

## 7. サービスの変更・中止に関する事項

- ・体調不良、病気等の場合
- ・当日の健康チェックの結果でサービスの変更・中止が適切とされる場合
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合(家族に連絡の上、速やかに対応します)
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾病が明らかになった場合(速やかに事業所に申告してください。治療するまでサービスを中断します)

## 8. 協力医療機関

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。  
医療法人 佳信会 桜セントラルクリニック(愛知県弥富市平島中三丁目33)

## 9. サービスの終了に関する事項

## (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

電話もしくは直接担当者へお申し出ください。

## (2) 当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、サービス終了2ヶ月前までに文書で通知します。

## (3) 自動終了（双方の通知がなくても自動的にサービスが終了します）

- ・ 利用者が死亡した場合

## (4) その他

以下の場合、利用者は即座に解約できます。

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・ 守秘義務に反した場合
- ・ 利用者や家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・ 当社が破産した場合

以下の場合、当社は文書で通知することによって即座に解約できます。

- ・ 利用者が料金のお支払いを2ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
- ・ 利用者や家族などが当社や当社職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

## 10. 緊急時、事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合、利用者の所在する市町村、ご家族、計画相談支援員にご連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

## 11. ご相談・苦情などの窓口

## 【当事業所ご相談窓口】

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 担当   | 石川 順平                                 |
| 電話   | 0567 - 55 - 8253                      |
| 受付時間 | 月曜日～金曜日（祝日・夏季休業・年末年始除く）<br>9:00～17:00 |

## 【苦情相談窓口】

|                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| 愛知県 健康福祉部 障害福祉課          | 052 - 954 - 6317 |
| 愛知県運営適正化委員会              | 052 - 202 - 0167 |
| 第三者委員 輪中の郷 伊藤 公一         | 0567 - 65 - 5531 |
| 第三者委員 海部南部権利擁護センター 田村 結美 | 0567 - 69 - 8181 |

## 12. 事業所の運営法人

法人名 株式会社 Welloop（ウェルループ）  
 代表者 代表取締役 石川順平  
 所在地 愛知県弥富市鯉浦町西前新田43番地